

議第75号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月21日提出

京都市長 門川大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表旅館業法の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、「個人の」の右に「事業の譲渡、」を加える。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

提案理由

旅館業法の規定に基づく旅館業の事業の譲渡に係る承認の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。